

## 村内の施設使用制限について（天龍村教育委員会管理施設）

### 【基本的事項】

令和3年8月31日改定

- (1) 制限期間【令和3年（2021年）8月24日（火）から令和3年（2021年）9月12日（日）まで】
- (2) 利用可能者は村内在住の者に限る。（村出身者であっても他の市町村在住の者の使用は認められません）  
利用者全員の名簿をご提出ください（万が一、利用者の中に感染者がいた場合、後日確実に全員に連絡および調査が行えるようにするため）  
本名簿はこの目的以外には使用しません。
- (3) 新型コロナウイルスの集団発生防止のため、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声する密接場面」とならない配慮をお願いします。（換気の徹底、隣の方と1m以上の間隔を保つ等）

| 施設名            | 使用可否 | 備考  | 連絡先                            |
|----------------|------|---|--------------------------------|
| 天龍村文化センターなんでも館 | 一部制限 | ・文化伝承センター（ホール）は使用禁止。<br>・上記以外の会議室等を利用される場合、長時間の滞在はご遠慮ください。                                | 天龍村教育委員会事務局<br>電話 0260-32-3206 |
| 天龍村図書館         | 一部制限 | ・利用可能な時間は30分以内とします。<br>・館内での飲食は禁止です。  |                                |
| 天龍村村民体育館       | 閉鎖   |   |                                |
| 天龍村営グラウンド      | 一部制限 | ・教育委員会へ事前申し込みがあった者に限り許可する。<br>申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。<br>事前申込のない使用については禁止させていただきます。 |                                |
| 天龍村テニスコート      | 一部制限 | ・教育委員会へ事前申し込みがあった者に限り許可する。<br>申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。<br>事前申込のない使用については禁止させていただきます。 |                                |
| 天龍村コミュニティーセンター | 一部制限 | ・利用可能な時間は1時間以内とします。   |                                |